

議案第3号

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する  
条例

新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年条例第44号）  
の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。